

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第686号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和3年10月22日から施行する。

令和3年10月21日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 1－〔1－（ベンゾ〔b〕チオフェン－2－イル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類
- 2 N，N－ジエチル－2－〔2－〔（4－メトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1 H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕エタン－1－アミン及びその塩類
- 3 キノリン－8－イル＝3－〔（4，4－ジフルオロピペリジン－1－イル）スルフォニル〕－4－メチルベンゾアート及びその塩類
- 4 N－（アダマンタン－1－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1 H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類